

文教大学における公的研究費の不正防止対策に関する基本方針

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（令和3年2月1日改正）」に基づき、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人が配分する競争的資金制度による公的研究費の管理及び運営を行うために基本方針を定める。

1. 責任体系

本学は、公的研究費を適正に運営・管理するために、最高管理責任者、統括管理責任者、及びコンプライアンス推進責任者を置く。

各責任者の役割は「文教大学外部研究費の運営・管理に関する規程」において定める。

2. ルールの明確化・統一化

本学は、公的研究費に係る事務処理手続きのルールについて、ルールを明確に定め、必要に応じて見直しを行う。また、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に周知を図る。

3. 職務権限の明確化

本学は、公的研究費の執行及び事務処理に関する職務権限と責任を明確に定め、職務権限に応じた決裁手続きを別に定める。

4. 関係者の意識向上

本学は、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員にコンプライアンス教育を実施し、受講状況を把握する。

本学は、公的研究費の不正を起こさせない組織風土を形成するために、本学の構成員全体に対し、不正防止に向けた意識の向上と浸透を図ることを目的として、啓発活動を行う。

5. 不正要因の把握、不正防止計画の策定

本学は、公的研究費の不正使用を発生させる要因を把握し、必要な対策を講じるため、研究活動の不正行為対策委員会を置く。

研究活動の不正行為対策委員会は、不正防止計画を策定し、実施状況を確認するとともに、必要に応じて不正防止計画の見直しを行う。

6. 相談、告発、通報窓口の設置

本学は、学内外から不正使用及び事務処理手続並びに使用ルール等に関する告発等を受け付ける窓口を設置する。また、告発等に関する手続き等については「文教大学の研究活動における不正行為防止に関する規程」において定める。

7. モニタリングの在り方

本学は、公的研究費を適正に執行するために、発注・検収・支払等の実施状況および会計書類を確認し、物品の実査等を行う。